

利用料金のご案内

(短期入所利用)

介護老人保健施設 合歓の木

○介護保険利用者負担金 (2割負担の場合は2倍になります)

平成30年4月1日現在

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	従来型個室	753単位	798単位	859単位	911単位	962単位
介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	多床室	826単位	874単位	935単位	986単位	1,039単位
日帰り短期入所療養介護費	3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満		6時間以上8時間未満		
	654円	905円		1,257円		

費用の項目	金額	単位	算定内容等
夜勤職員配置加算	24単位	日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し6名配置
個別リハビリテーション実施加算	240単位	日	利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の、緊急入所が必要と医師が判断した場合(7日限度)
認知症ケア加算(認知症専門棟)	76単位	日	5階認知症専門棟へ入所の方にサービスを提供した場合
送迎加算(片道につき)	184単位	回	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合
療養食加算	8単位	回	医師の指示に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な検査食を提供した場合
緊急時施設療養費	511単位	日	緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合 1月に1回、3日を限度
若年性認知症利用者受入加算	120単位	日	若年性認知症の利用者を受け入れた場合
	60単位	日	日帰り短期入所で若年性認知症の利用者を受け入れた場合
重度療養管理加算	120単位	日	要介護4または5で、別に厚生労働大臣が定める手厚い医療が必要な状態の方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90単位	日	利用者の状態や家族の事情により、短期入所療養介護を受ける必要があると認められる方で、居宅サービス計画において計画されてない短期入所療養介護を行った場合(利用開始日より7日を限度)
在宅復帰・在宅療養支援加算(I)	34単位	日	在宅復帰率30%超、ベッド回転率5%以上等の在宅復帰に向けた対象となる施設の場合
サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位	日	介護職員のうち介護福祉士60%以上配置
介護職員処遇改善加算(I)	上記単位数合計に39/1000を加算		

○食費・滞在費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,543円
滞在費	従来型個室	490円	1,310円	1,640円
	多床室	—	370円	550円

※1,543円の食費内訳: 朝食400円 昼食600円 夕食543円

○その他の利用料金

費用の項目	金額	単位	備考
個室料	756円	日	認知症専門棟は除きます 消費税を含んだ金額です
日常生活品費	154円	日	タオル、おしぼり、ティッシュペーパー、シャンプー、石鹸等の費用です 消費税を含んだ金額です
教養娯楽費	実費	回	クラブ活動等の材料費です
理美容代	実費	回	提携理美容業者の料金です
健康管理費	実費	回	インフルエンザ予防接種費を想定しています
私物の洗濯代(ネット)	実費	ネット	1ネット当り6点まで洗濯できます 消費税を含んだ金額です
私物の洗濯代(個別仕上)	144円	点	1点当り 消費税を含んだ金額です
私物のクリーニング代	実費	点	1点当り 別紙料金表によります。
電気代	55円	日	電気製品1点についての金額です 消費税を含んだ金額です
診断書等の文書料	5,400円	件	施設利用証明書等も含まれます 消費税を含んだ金額です